



☆5月のなかよしミックスでは・・・☆



久しぶりに体を動かして、とっても気持ち良かったです(*▽*)

日頃は動かさないようなところをほぐすことができました♪

☆シニアサロンぽぽらでは・・・☆

保育園の3歳児さんと一緒に、花の苗植えをしました。保育園の玄関が明るくなりました♪
室内では、健康ひろげ隊の方たちのご指導の下、カロリー体操をして、体を動かしました(*^_^*)



♪環境講座♪のご案内

日時：6月30日(木) 10:00~12:00

テーマ：「身近な暮らしの中のエコな生活」

講師：NPO法人 さが環境推進センター 桑原 博美 様

場所：三光保育園 地域子育て支援センター「さんこうぽぽら」

※参加ご希望の方は、保育園までご連絡ください



「シニアサロンぽぽら」をご存知ですか？

子育て支援センター「さんこうぽぽら」では、月に1回地域の方におこし頂き楽しいひと時を過ごしています。
お茶とお菓子を頂きながらおしゃべりをしたり、園児との交流を楽しんだりして頂きます。奮ってご参加下さい。

6月29日(水) 10時から12時

内容：七夕飾りを作って飾りましょう！

保育園の2歳児の子どもたちとの交流もあります。

場所：さんこう・ぽぽら

※電話でお申し込み下さい。



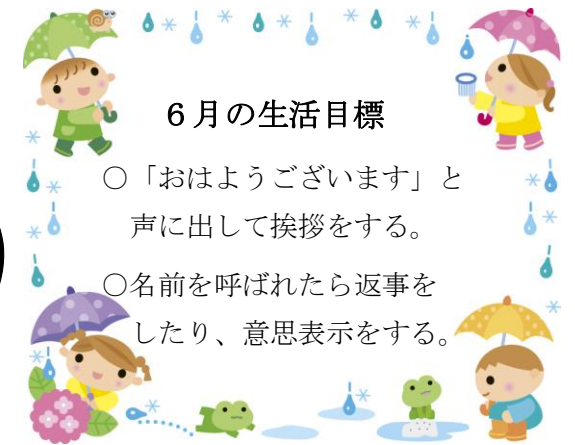
♪育児相談・食育相談をしています♪

三光保育園及び三光幼稚園では、育児・食育相談を受け付けています。お気軽にお申し込み下さい。

※毎月第3火曜日の14時~16時までは、西九大短大部教員による食育相談を行っています。事前にお電話でお申し込みの上、ご利用下さい。(31-6877)



水原学園地域子育て支援センター
さんこう・ぽぽらだよ！
2016年6月発行 第110号
認定こども園 西九州大学附属三光保育園
TEL:0952-31-6877



6月の生活目標

○「おはようございます」と声に出して挨拶をする。

○名前を呼ばれたら返事をしたり、意思表示をする。

「子どものメディア漬けに気をつけて！」

「子どもの発達とメディア」というタイトルで、今年の2月に西九州大学心理カウンセリング学科主催の講演会とシンポジウムがあり、その講師である子どもと保育研究所、所長山田真理子先生から、メディア漬けの子どもの実態とメディア漬けが子どもに及ぼす影響について報告がありました。特にスマホやタブレットなど、子どもの身近にあるメディアは、与えていけば子どもはおとなしく子守代わりをしてくれます。しかし、それが日常的になると、依存症に陥ってしまうことにもなりかねません。最近の研究では、ネットゲーム依存症になった人の脳には前頭前野に薬物乱用患者に似た活動が見られ、左半球の眼窩前頭野の白質脳梁に萎縮が見られていることが分かりました。不安や脅迫感、善悪の判断が狂う、過度に悪態をつく、社会的対話の欠如、共感能力の欠如、身体の協調ができない・・・など、深刻な状況です。「これからの子ども達は、いつかはITを使うのだから、早くから慣れておいた方がいいのでは？」という疑問に対しては、「いつかお酒を飲むのだから幼いうちから飲ませておいた方がいいですか？」と反問されました。

電子映像メディアは、視覚刺激と聴覚刺激の混合刺激物だそうです。子どもたちがスマホでやっているゲームは、ギャンブル的要素と繋り依存に陥りやすいということでした。

今、私たちの周りにも依存症になってしまう子どもたちが増えています。久留米には依存症を治すクリニックもできました。「子どもとメディア」の問題に関する提言にもあるように、まず※月(週)に一度のノーメディアデーを設け、電子映像メディアに接しない日を作りましょう。

目的は、見ないことではなく、ゲームやテレビがなくても自分は大丈夫と思える子ども、自己コントロール感を育てることだそうです。ぜひ、皆様と一緒に取り組んでいきましょう！



「なかよしミックス」に遊びにきませんか！

就園前までのお子様と保護者の方が一緒に参加して親子で楽しく遊ぶ集いの場です。

★第3回目の6月は、

日時 6月14日(火)10:00~12:00

6月16日(木)10:00~12:00

内容：じゃがいも堀りの体験 (対象：2歳以上) 場所：佐賀市金立公民館駐車場

持ってくるもの：帽子、手袋(軍手)、シャベル、お茶、おやつ、着替えなど

※掘ったじゃがいもは買い取れますので、小銭と袋を準備してください。

参加希望の方は事前にお電話を下さい。

「フリータイム」にもどうぞ！

日時：6月21日(火)・6月23日(木)

10:00~12:00

好きな時間にお出かけ下さい。場所：さんこう・ぽぽら



寄稿：西九州大学・西九州大学短期大学の窓から

子育て便り

「失うものがあるってこそ・・・」

西九州大学子ども学部子ども学科 教授 三島正英

孫と遊んでいて驚かされることがある。4歳になる男の子だが、無類のクルマ好きときている。毎日、飽かずクルマに関わる絵本を開いては「このクルマはなに？」と聞いてくる。「働く自動車」などになるともう夢中で、私の知識が及ばぬクルマ満載のなかで、威厳にかかわる質問も遠慮なく飛んでくる。ショベルローダーとブルドーザーの違いに始まり、自動車メーカーのマークの違いにまでクイズが浴びせかけられてくる。

ある散歩の時だった。すれ違うクルマに向け、お得意の車種とメーカー当てが始まった。「マツダ・デミオ」、「ホンダ・フィット」と嬉しそうに叫び始めたが、そのほとんどが正解であった。帰宅して嫁に話すと、「そうなんですよ。私なんか、どのクルマも同じにしか見えないんですけどね！」と嬉しさ半分、当惑半分の表情を浮かべていた。

子どもから大人へと、ヒトは成長を進めていく。その過程を「発達」と称しているが、いったい「発達」とはどのような現象を意味しているのだろうか？ 子どもから大人へと進む過程のなかで、ヒトは確かに多くのものを獲得していく。ことばを獲得し、計数能力を向上させ、社会のルールや規範を身につけていく。

だが、さまざまな能力や技能の獲得の背後に、それにも増して多くの「喪失」が隠されていることもまた事実である。たとえば、「ことば」の獲得は、誕生時に備わっていたあらゆる言語に適用可能な潜在的能力が、育っていく特定の環境に応じたものへと絞り込まれていく「可能性の喪失」の一事例である。あるいは、周りにあるものへの注意や識別能力は、当初はあらゆるものへと対等に適用されるが、成長のなかで自らの生活のなかに必要なものとあまりかかわりのないものとは、自ずと差別化されてくる。自動車への孫と嫁の識別力の差は、その証拠の一例と見ることもできる。

「発達」ということばの響きには、開発や向上といったニュアンスがあり、ついプラスの面のみに目が行きがちになる。だが、失うものがあるってこそ得られるものもあるのである。

食育だより

「食品の表示、しっかり見てますか？」

西九州大学 健康栄養学部 健康栄養学科 教授 安田 みどり

「食品表示法」が施行されて1年が経ちました。この法律、ご存じでしょうか？食品表示法とは、これまでのJAS法、食品衛生法、健康増進法を1つにまとめた法律のことです。これまでばらばらの法律で統一感がなく、わかりにくかったものを消費者目線で情報を得ることができるようになりました。ここでは、食品表示法によって食品の表示がどのように変わったかを簡単にご紹介します。

1. 栄養成分表示の義務化

栄養成分表示とは、「たんぱく質 ○○g」のようにどんな栄養成分がどれくらい入っているかを表示するものです。これまでは任意でしたが、食品表示法が施行されてからは原則義務化となりました。義務化された栄養成分は、熱量（エネルギー）、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムですが、ナトリウムはわかりにくいので「食塩相当量 ○○g」として表示するようになりました。これまで栄養成分の表示をしていなかった企業は、慌てて専門機関に成分の分析を依頼されているようです。

2. アレルギーの個別表記

アレルギー表示は、食物アレルギーを持つ方にとっては生命の危機に関わるものになります。これまでも、食物アレルギーの原因となるアレルゲンの表示がされてきましたが、食品表示法では原材料一つ一つに表示すること（個別表示）が原則的に義務付けられました。また、特定の加工食品、例えば、マヨネーズには表示義務はなかったのですが、マヨネーズに卵を使っていることを知らない場合も想定されることから、「マヨネーズ（卵を含む）」というふうになりやすくなるようになりました。小学生でも見てわかるようになりましたね。

3. 機能性表示食品の新設

近年、「健康食品」や「機能性食品」といった商品をよく見かけますが、これらは法律に基づいているものではありません。現在、国が認めている制度としては、「特定保健用食品（トクホ）」や「栄養機能食品」がありますが、食品表示法ではこれらに加えて新たに「機能性表示食品」が設けられました。機能性表示食品は、消費者庁の審査・許可が必要なトクホと異なり、消費者庁に届出を行って企業の責任において表示を行うものです。すでに今年3月末までに308件も届出があります。例えば、静岡の「三ヶ日みかん」に「ミカンが骨の健康維持に役立つ」という表示がなされています。機能性表示食品についての安全性や機能性などを示す詳しい情報は、消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>）で公開されていますので、是非ご覧ください。